

「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の要件

【実務経験要件】

サービス管理責任者
(別添資料2-②参照)

児童発達支援管理責任者
(別添資料2-③参照)

【研修要件】

・「相談支援従事者初任者研修の講義部分(2日間)」を受講
(11h)

・「サービス管理責任者等基礎研修」を受講
(15h)

2年以上、
相談支援
または
直接支援
の業務に
従事

・「サービス管理責任者等実践研修」を受講
(14.5h)

【資格取得】

サービス管理責任者

児童発達支援管理責任者

として配置

【資格更新】

・「サービス管理責任者等更新研修」を受講
(6h)

※5年毎に受講

(注1) 経過措置

・令和元年度～令和3年度までの基礎研修受講者で、基礎研修了時点においてサービス管理責任者等としての実務経験要件を満たしている者は、実践研修修了前であっても、3年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているとみなされます。

・上記に該当しない者は、実践研修修了までは下記の取り扱いとなります。

①既にサービス管理責任者等を1名配置している場合において、2人目のサービス管理責任者等として配置できる。

②個別支援計画「原案」を作成することができる。

(注2) 実践研修及び更新研修の研修受講要件

・実践研修: 受講日前5年間に於いて2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある

・更新研修: 受講日前5年間に於いてサービス管理責任者等(※)として2年以上従事している、または現にサービス管理責任者等として従事している

※サービス管理責任者、管理者、相談支援専門員